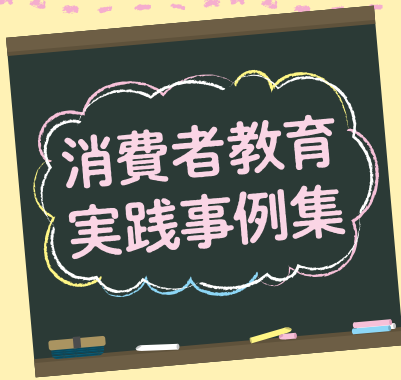


よりよい消費生活を支える 未来の担い手のために —表示と競争から学ぶ—

川田 美沙樹 Kawata Misaki 公正取引委員会事務局中部事務所取引課取引方法調査官
2015年公正取引委員会事務局入局。経済取引局取引部企業取引課係員、審査局第二審査上席審査
専門官付等を経て、2020年7月より現職



公正取引委員会中部事務所取引課では、管内の大学に職員が講師として出向き、「消費生活講座—不当表示と競争のはなし—」(以下、講座)として、大学生を対象に独占禁止法等についての説明を行う出前授業を実施しています。2019年度は対面で2回(2大学)、2020年度(2021年2月末日時点)は対面またはオンライン(後述)により5回(4大学)実施しました。

なお、以下の内容についての意見にわたる部分は筆者の個人的見解です。

講座の概略とねらい

本講座では、公正取引委員会の役割や独占禁止法の概要等を説明します。また、消費者庁が所管する景品表示法について、公正取引委員会では消費者庁からの委任を受けて不当表示等の調査や相談、情報提供に対応していることから、景品表示法の概要や最近の景品表示法違反事例についても説明しています。

講座を実施した大学の教員からは、「現場職員から直接聞ける話は貴重でかつ臨場感があり、学生にとってもよい勉強になったと思う」「経済等の専門科目としてだけでなく、社会一般的な知識を身に付ける教養科目として実施を考えた」という声が寄せられています。

本講座は、卒業後には社会に出て働くこととなる大学生を対象としていることから、消費者の立場だけではなく、今後、市場において競争や広告表示等を行う企業の立場としても独占禁止法等を知ってもらうことをねらいとしています。

講座の流れ

—学生に関心の高い事例を分かりやすく—

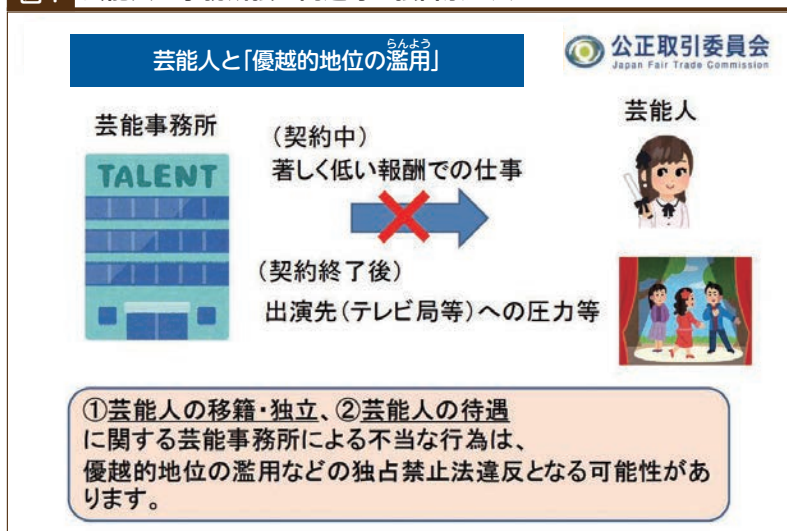
●独占禁止法

最初に、公正取引委員会の役割、独占禁止法の概要等を説明します。この中では、芸能人の事務所独立問題等にも独占禁止法がかかわることがあるなど、学生が関心を持ちやすいような例を挙げながら、公正取引委員会の活動についてイラスト付き資料(図1)で分かりやすく紹介するなどの工夫をしています。

●景品表示法

次に、景品表示法の概要について、クイズを交えて説明します。また、最近の違反事例の紹介では、身近な商品等についての違反事例を挙げ、景品表示法が規制する不当表示が普段の消費生活の中でも存在し得ることを知ってもらいます。

図1 芸能人の事務所独立問題等と独占禁止法



さらに、学生が在籍する学部を踏まえ、その就職先として考えられる主要な業界に生じやすい不当表示の例を紹介しています。例えば、アパレル業界への就職をめざす学生が多い大学では、衣料品の原産国表示についての説明を重点的に行ったことで(図2)、学生には大変関心を持って聞いてもらうことができました。

●質疑応答

最後に質疑応答を行います。受講した学生からは、講座の内容に関するもののほか、公正取引委員会の業務に関する素朴な質問等が寄せられます。なかには講座終了後に直接質問に来てくれる学生もいて、関心の高さを実感しています。講師は学生のこれらの質問に幅広く回答しています。

●アンケート

講座終了後、学生には講座を受けての感想等をアンケートに記入してもらっています。そこには、例えば「今回学んだことを知人や家族に広めようと思う」「独占禁止法、景品表示法の理解だけでなく、今後社会に出るに当たり有益な知識となった」といったうれしい感想も寄せられています。

今後の課題や展開

●オンラインでの講座実施

2020年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、対面での講座の実施が困難となったため、オンラインによる実施も開始しました。対面での講座では、講師は学生の反応を見ながら、理解が難しそうな場合には補足説明を加えるなど、その場の状況に応じて工夫しながら進行しています。しかし、オンラインによる実施では基本的に資料と音声を学生に一方的に配信する方法となるため、対面で行っていた工夫が難しくなります。


図2 靴の原産国表示と景品表示法

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

景品表示法クイズ


第4問 (原産国告示)

中国で製造された靴について、日本において検品・梱包を行った。この場合、最終的な作業を行ったのは日本であるため、「Made in Japan」と表示することは景品表示法上問題とならない。





「○」か「×」か? 回答欄



×

写真 消費者セミナーの様子



この点については、クイズをより積極的に盛り込むなど、学生が講座に意欲的に参加しやすくなるよう工夫していますが、今後もさらなる工夫が必要であると考えています。

●消費者セミナー

一般消費者向けには、対面またはオンラインにより「消費者セミナー」を実施しています。内容は大学生を対象とした本講座と同様ですが、マスクの不当表示の例など、特に一般消費者に身近な事例を紹介しながら、景品表示法等の概要を説明しています(写真)。

消費者セミナーについては、公正取引委員会中部事務所ウェブサイトでも案内しています*。

* https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/seminar.html